

日南町簡易水道事業 令和6年度水質検査計画

1. 基本方針

皆さまが安心して水道水をご利用いただけるよう、水源の状況に応じ適切な水質検査を行うために、水質検査計画を策定し、水質検査結果について公表します。

(1) 検査地点は、浄水は水質基準が適用される給水栓、原水は水源とします。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質検査項目とします。

給水栓の水が常に安定して良好であり水質基準を十分に満していることから、年1回以上あるいは、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するために年1回は全て行い水道水の安全性を保証します。

2. 日南町簡易水道事業の概要（令和5年度水道統計）

(1) 施設名称及び水源の種別、浄水方法

施設名称	水源の種別	給水人口	浄水方法
多里地区簡易水道	表流水（自流）	393人	急速・活性炭ろ過 塩素処理
笠木地区簡易水道	地下水（深井戸）	140人	塩素処理
茶屋地区簡易水道	地下水（深井戸）	205人	塩素処理
日野上・生山地区簡易水道	地下水（深井戸、伏流水）	1149人	急速ろ過、塩素処理
花口地区簡易水道	地下水（深井戸）	107人	塩素処理
石見地区簡易水道	地下水（深井戸）	390人	塩素処理
	地下水（浅井戸）		
中石見地区簡易水道	地下水（浅井戸）	107人	塩素処理
下石見地区簡易水道	地下水（浅井戸）	209人	塩素処理・エアレーション
福栄地区簡易水道	地下水（深井戸）	168人	塩素処理
猪子原地区簡易水道	地下水（深井戸）	7人	塩素処理
白谷地区簡易水道	地下水（深井戸）	95人	塩素処理

(2) 給水状況

① 給水区域 日南町内

② 給水人口 2,945 人

③ 普及率 74.27 %

④ 一日最大給水量 1, 282 m³

⑤ 一日平均給水量 1, 165 m³

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 表流水

多里地区簡易水道の表流水の取水場所は、日野川の最上流部に位置しており、良好な水質水源です。

(2) 伏流水

生山地区簡易水道の伏流水の採取場所は、日野川の上流部（震地内）に位置しており、良好な水質水源です。

(3) 井戸水

深井戸、浅井戸とも良好な水質水源です。

4. 検査地点

(1) 給水栓

各施設ごとに1～2箇所を設定し、16箇所で行います。

毎日検査は、各施設1～2箇所を設定し、15箇所で行います。

(2) 原水

各水源ごとに13箇所で行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓

水質検査項目

表1の水質基準項目51項目について検査を行います。

毎日検査については、1日1回行う項目について検査を行います。

検査頻度

表1の検査項目No.1, 2, 38, 46～51については、月1回検査を行う。

表1の検査項目No.9, 10, 21～31については、年4回検査を行う。

表1の検査項目No.42, 43については、年1回7～9月中に行う。

表1のその他の項目については、最大で3年に1回まで頻度を減らすことができる項目もありますが、安全性を担保するため年1回は検査します。

(2) 原水

消毒副生成物を除いた40項目について、年1回検査を行う。

(3) 指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を年1回行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査方法と委託内容

水質検査業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。

- (1) 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要であり、飲料水検査において検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得機関とします。
- (2) 水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

本年度は、財団法人鳥取保健事業団に委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、日南町のホームページに掲載します。また、水質検査の結果も日南町のホームページに掲載し公表します。

9. 水質管理において留意する事項

- (1) 浄水の水質検査をもとに、水質の安定性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- (2) 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施します。
- (3) 検査計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査として実施します。

10. お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、町では水質検査計画と検査結果を公表し、利用者の皆様からご意見をいただいて検査計画の見直しを行い、より安心できる簡易水道を目指しますので、皆様からのご意見をいただければ幸いです。